

就学援助（入学準備金）の入学前支給のお知らせ

いわき市では、経済的な理由により、お子さんを市立の小・中学校へ就学させるのが困難と認められる方へ、学校で必要とされる費用の一部を支援する「就学援助制度」を実施しています。

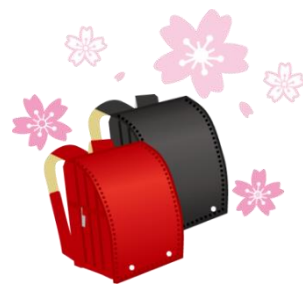
この制度により、新入学に伴う学用品等の準備に係る経費（新入学学用品費）を“入学準備金”として、ご入学前に支給しております。

入学準備金の入学前支給を希望される方は、申請書及び必要書類を住民登録地に基づく指定小学校へ提出してください。なお、ご不明な点などがある場合は、電話等によりお気軽にご相談ください。

入学準備金の申請要件

次の（１）～（４）の要件すべてに該当する方

- （１） 令和9年1月1日現在でいわき市に居住している方
※ 令和9年度入学式より前にいわき市外に転出される方を除く。
- （２） お子様が令和9年4月にいわき市立の小学校に入学予定の方
※ 私立学校など、いわき市立の小学校に入学されない方は対象外。
- （３） 生活保護の受給を受けていない方
※ 生活保護を受給している場合、入学準備金は生活保護から支給されます。
- （４） 下記のいずれかに該当し、かつ経済的理由により就学困難な状況であると認められる方
 - ① 生活保護が廃止となった方
 - ② 母子・父子家庭または障害者で、前年の所得が135万円以下で市民税が非課税の方
 - ③ 特別の事情によって市民税が減免された方
 - ④ 特別の事情によって個人事業税が減免された方
 - ⑤ 特別の事情によって固定資産税が減免された方
 - ⑥ 国民年金の掛金の減免、国民健康保険の保険税の減免又は徴収の猶予が認められた方
 - ⑦ 児童扶養手当の支給を受けている方（特別児童扶養手当ではありません。）
 - ⑧ 生活福祉資金の貸付決定を受けた方
 - ⑨ 職業安定所登録の日雇労働者の方
 - ⑩ その他特別な理由で、経済的にお子さんを就学させることが困難な方
※ 上記⑤及び⑥について、東日本大震災及び令和元年東日本台風による減免は除きます。



【注意】要件に該当しない方が入学準備金の支給を受けた場合、返還していただくことになりますので、申請にあたっては十分にご留意ください。

支給額・支給時期等

- 支給額：64,300円
- 支給時期：令和9年2月下旬頃
- 支給方法：申請者（保護者）の指定口座へ振込

申請期限

○**令和9年1月7日（木）まで** ※ 提出期限を過ぎると、入学前に支給できない場合があります。

申請書類の提出先

○**指定小学校（令和9年1月1日現在の住民登録地に基づき指定された通学区域の学校）**

※ 指定の通学区域については、市の公式ホームページでご確認ください。

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000004589/index.html>

申請に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 世帯全員及び同居者全員（学生または18歳以下の者を除く）の令和7年分の所得額が確認できる書類（①～③のいずれか）
 - ① 「**令和8年度（令和7年分） 市民税県民税所得額課税額証明書**」
※ 課税（非課税）証明書では、書類不備となり受理できませんのでご注意ください。
 - ② 「**令和7年分 源泉徴収票の写し**」
※ 複数箇所から収入がある場合や年末調整が済んでいない場合は、①または③を提出してください。
※ 公的年金（老齢、障害、遺族）を受給している場合は、「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」の写しも添付してください。
 - ③ 「**確定申告書控の写し**」 ※ 受付日が印字されているもの。
- (3) 申請者名義の通帳の写し（申請書に記入いただいた振込口座の写し。）
- (4) 申請要件の（4）に応じた添付書類

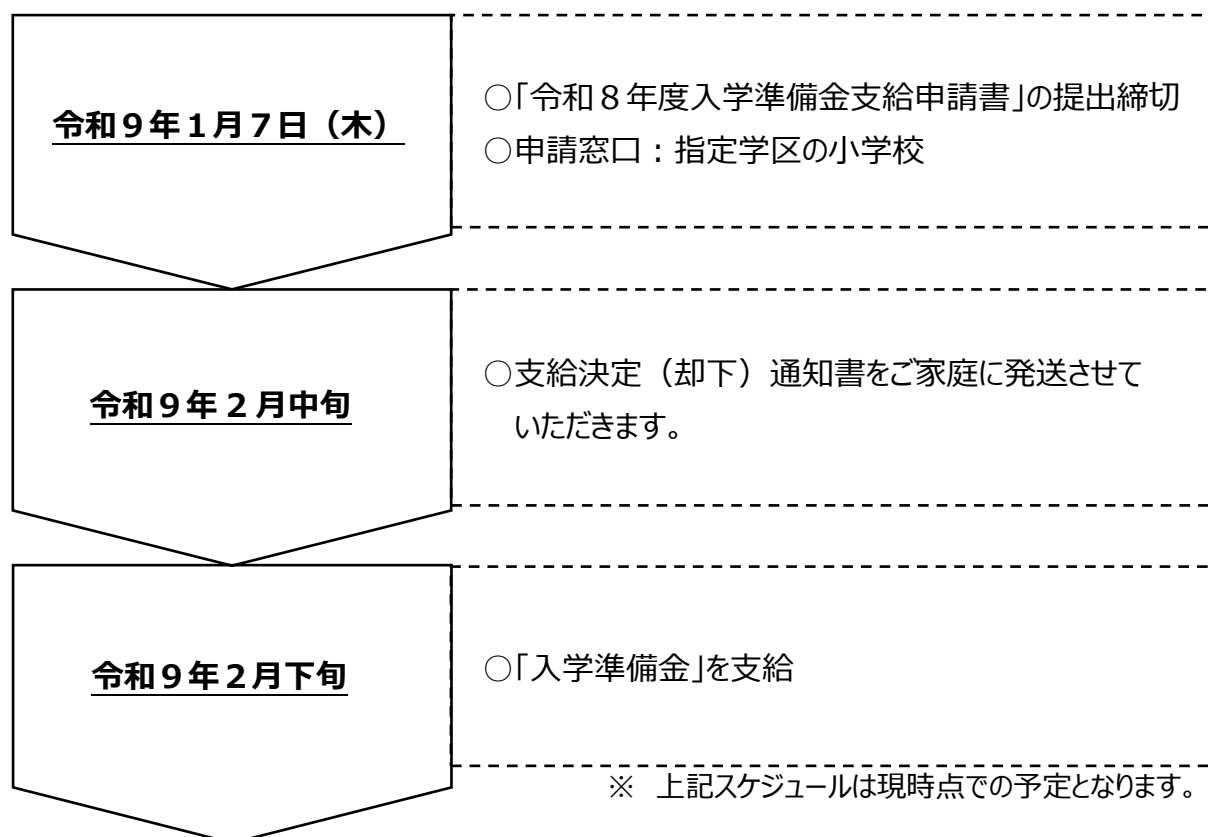
申請要件	添付が必要な書類
① 生活保護が廃止となった方	（世帯の所得が確認できる書類のみ）
② 母子・父子家庭または障害者で、前年の所得が135万円以下で市民税が非課税の方	市民税・県民税非課税証明書の原本 ※ ただし、所得が確認できる書類に「市民税県民税所得額課税額証明書」を提出される方はそれだけで結構です。
③ 特別の事情によって市民税が減免された方	市民税減免決定通知書の写し
④ 特別の事情によって個人事業税が減免された方	個人事業税減免承認通知書の写し
⑤ 特別の事情によって固定資産税が減免された方	固定資産税減免通知書の写し
⑥ 国民年金の掛金の減免、国民健康保険の保険税の減免又は徴収の猶予が認められた方	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し
⑦ 児童扶養手当の支給を受けている方 ※ 特別児童扶養手当ではありません。	児童扶養手当証書の写し
⑧ 生活福祉資金の貸付決定を受けた方	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
⑨ 職業安定所登録の日雇労働者の方	雇用保険日雇労働被保険者手帳の写し
⑩ その他特別な理由で、経済的にお子さんを就学させることが困難な方	（世帯の所得が確認できる書類のみ）

【注意】これらの書類の提出はすべて必須のものであり、書類の不備があった場合は受け付けができませんので、ご了承ください。

留意事項

- (1) 学校に提出していただいた書類は、すべて教育委員会学校教育課で一件ずつ審査いたします。申請した方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。審査結果は後日保護者様宛にお知らせします。（お知らせは令和9年2月中旬ごろを予定していますが、時期が前後する場合がありますので、ご了承ください。）
- (2) 今回の入学準備金の支給を受けた場合でも、令和9年度に就学援助を希望する場合には、ご入学後に別途申請していただく必要があります。（「令和9年度就学援助制度」のお知らせは2月頃を予定しております）
- (3) 入学準備金の審査で用いる基準は「令和8年度就学援助制度」の基準となります。上記（2）の入学準備金以外の通常の就学援助費（学用品費など）の認定については、別途申請をいただいたうえで、令和9年度の基準で審査を行います。したがって、審査結果が異なることがありますのでご了承ください。
- (4) 入学準備金の入学前支給の申請をされない方や、審査の結果で却下となった方でも、入学後に令和9年度の就学援助を申請し、4月からの認定となった場合は、入学後（7月頃）に新入学学用品費として同額の費用を他の費目と合わせて支給します。（5月以降の認定の場合は、新入学学用品費は支給されません。）
- (5) 今回の入学準備金の支給を受けた方は、「令和9年度就学援助制度」の「新入学学用品費」は対象となりません。

入学準備金支給までの流れ



申請に関するQ & A

Q1.

入学準備金が入学前に支給されたら、令和9年度の就学援助（学用品費等）も自動的に支給してもらえますか？

A.

入学前支給と令和9年度の就学援助は、審査基準が異なるため、入学後に別途申請が必要です。（「令和9年度就学援助制度」のお知らせは2月頃を予定しております）

Q2.

入学前に市外へ引っ越す予定です。入学準備金の入学前支給を申請できますか？

A.

市外の小・中学校へ入学予定の方は対象外のため、申請はできません。

万が一、申請後または支給後、令和9年3月末日以前にいわき市外へ転出した場合は、至急、学校教育課までご連絡ください。

Q3.

小学校と中学校それぞれに入学予定の兄弟がいますが、どちらも入学準備金の入学前支給を受けたい場合、どのように申請すればよいですか？

A.

どちらも入学前支給を希望する場合は、新小学生分は指定学区の小学校へ、新中学生分は現在お通いの小学校へ提出してください。その際、どちらかの添付書類はコピーで結構です。

なお、小学6年生で令和9年1月1日時点において既に令和8年度就学援助の認定を受けている場合は、新小学生分のみ提出してください。

Q4.

既に指定学校を変更して就学している兄弟がいます。同じ学校へ入学させる予定なので、そちらの学校に申請書を提出してもよいですか？

A.

提出先はあくまで、住民登録地に基づく指定小学校となります。（新1年生については、申請時点で指定学校変更手続きが済んでおりません）

Q5.

住民票上世帯分離している祖父母と同居しています。祖父母の所得証明も必要ですか？

A.

必要です。世帯分離している場合でも、同一建物に同居している場合は、生計同一とみなさせていただきますので、同居の方全員（学生または18歳以下の者を除く）について、所得額が確認できる書類が必要です。

Q6.

市県民税の未申告等の事情により、所得額が確認できる書類を提出できない場合、どうすればよいでしょうか？

A.

所得額の確認は必ず必要となりますので、市県民税の申告をしていただくか、源泉徴収票（年末調整をしているもの）の写しをご提出ください。

無職・無収入の方でも、所得額を確認する書類は必要となります。

【お問合せ先】

いわき市教育委員会学校教育課（22-1123）